

【介護保険】 指定(介護予防)訪問看護の重要事項説明書

1. 事業者概要

事業者名称	医療法人 栄寿会
所在地	長崎県西海市西彼町八木原郷 3453 番地 1
代表者名	理事長 林田博典
電話番号	0959 (28) 0038
F A X 番号	0959 (28) 1031

2. 事業所概要

事業所名称	訪問看護ステーションえがお
指定番号	4262390018
所在地	〒851-3423 長崎県西海市西彼町八木原郷 3453 番地 1
管理者	中尾美智子
開設年月日	2014 年 11 月 1 日
電話番号	0959 (28) 1514
F A X 番号	0959 (28) 1575

3. 事業の目的

居宅において、主治医が指定(介護予防)訪問看護の必要を認めた利用者に対して、適切な指定(介護予防)訪問看護の提供を確保することを目的とします。

4. 事業の運営方針

- 1) ステーションが実施する指定(介護予防)訪問看護は、利用者が要介護状態等となった場合（指定介護予防訪問看護は要支援状態）においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図ります。
- 2) 利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止または要介護状態となることの予防に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行います。
- 3) 利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- 4) 指定(介護予防)訪問看護の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、居宅介護支援事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの連携に努めます。
- 5) 指定(介護予防)訪問看護の提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適

切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行います。

5. 事業所の職員体制（令和6年6月1日現在）

職種	常勤専従	常勤兼務	常勤以外で兼務	常勤以外で専従
管理者（看護師）	0名	1名		
看護師・保健師	3名	0名	0名	1名
准看護師	0名	0名	0名	1名
作業療法士	0名	0名	0名	1名

6. 営業日・時間

営業日	月曜日～金曜日 (但し、祝祭日及び12月29日～1月3日までを除く)
営業時間	午前8時30分～午後5時まで

＊常時、24時間利用者やその家族から電話等による連絡体制を整備しています。
営業日以外の計画的な訪問看護の対応は相談に応じます。

7. 営業地域

西海市内（江ノ島と平島、松島を除く）

＊営業地域以外の場合でも、ご希望の方はご相談ください。

8. 指定(介護予防)訪問看護の提供

- 1) 指定(介護予防)訪問看護計画書の作成及び利用者またはその家族への説明、提供
利用者の希望、主治医の指示書及びケアプラン、心身の状況を踏まえて、療養上の
目標、当該目標を達成する為の具体的なサービス内容を記載し、利用者に提供しま
す。

＜サービス内容＞

- ①病状・全身状態の観察
- ②清拭・洗髪による清潔の保持
- ③食事および排泄等日常生活の世話
- ④褥瘡の予防・処置
- ⑤リハビリテーション
- ⑥ターミナルケア
- ⑦認知症の看護・相談
- ⑧精神科疾患のある人の看護(生活リズムの調整、服薬の支援、対人関係などに関する
助言や援助など)
- ⑨療養生活や介護予防の指導

⑩カテーテル等の管理

⑪その他医師の指示による医療処置

⑫ご家族への精神的支援・介護相談

⑬医療、保健、福祉サービスとの連携

2) 指定(介護予防)訪問看護計画書に基づく訪問看護

3) 指定(介護予防)訪問看護報告書の作成

4) 主治医等関係者への情報提供

9. 利用料

1) 事業所は、利用料として介護保険法に規定する居宅介護サービス費の支給対象となる費用にかかる額の支払いを利用者から受けるものとします。

2) 利用者は、訪問看護ステーション料金表（別紙）に定めた指定(介護予防)訪問看護サービスに対する所定の利用料および、サービスを提供する上で別途必要になった費用を支払うものとします。

3) 介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた金額の全額をご負担頂きます。

10. 支払い方法

郵貯銀行振り込み	郵便振込みでのお支払いの場合は、翌月 10 日以降の利用日に請求書をお渡ししますので、同月末日までにお支払いください。
現金支払い	翌月 10 日以降の利用日に請求書をお渡ししますので、同月末日までにお支払いください。

11. キャンセル料

指定(介護予防)訪問看護の利用中止については、前日までにご連絡を頂ければ、予定されたサービスを変更または中止することができます。ただし、当日訪問までご連絡がない場合は、請求させて頂く場合があります。（1,000 円）

＊ご利用者の急な入院等の場合には、キャンセル料は請求致しません。

12. その他の利用料

基本料金その他、以下の場合は「その他の利用料」として、利用者から支払いを受けるものとします。

- ① 交通費：通常の営業地域を越える場合 1 km 20 円
交通船運賃・有料道路料金・有料駐車場料金等別途請求
- ② 死後の処置：10,000 円

＊医療材料・衛生材料に関して

ご本人の在宅療養に必要な医療材料・衛生材料等は場合によってはご自身で購入していただくことになります。

13. 緊急時等の対応の方法

指定(介護予防)訪問看護の提供にあたり、事故、体調の急変等が生じた場合は、必要に応じて、ご家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業者等に連絡し、必要な措置を講じます。

ご利用者（家族）緊急連絡先

利用者の主治医	医療機関名：
	氏名：
	所在地：
	電話番号：
緊急連絡先 (家族等)	氏名： (続柄：)
	電話番号：

14. 秘密の保持

本事業所の職員は、当該事業を行う上で知りえたご利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

15. サービス内容に関する相談・苦情受付体制

利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、指定(介護予防)訪問看護に関する利用者の要望、苦情などに対し、迅速に対応します。

16. 当事業所の相談・苦情担当窓口

訪問看護ステーション管理者：中尾 美智子（電話：0959-28-1514）
（ご利用時間 8：30～17：00）

※公的相談・苦情窓口

西海市役所長寿介護課介護保険班

電話：0959-37-0024

長崎県国民健康保険団体連合会介護保険課

電話：095-826-1599

長崎県国民健康保険団体連合会

電話：095-826-7291

訪問看護ステーションえがお

2014 年 11 月 1 日から施行

2014 年 12 月 1 日（一部変更）
2015 年 10 月 1 日（一部変更）
2016 年 1 月 1 日（一部変更）
2016 年 7 月 1 日（一部変更）
2017 年 1 月 1 日（一部変更）
2017 年 3 月 1 日（一部変更）
2017 年 4 月 1 日（一部変更）
2017 年 7 月 1 日（一部変更）
2017 年 12 月 1 日（管理者変更）
2019 年 7 月 1 日（一部変更）
2020 年 1 月 1 日（一部変更）
2020 年 6 月 1 日（一部変更）
2020 年 8 月 1 日（一部変更）
2021 年 6 月 1 日（一部変更）
2023 年 7 月 1 日（一部変更）
2024 年 6 月 1 日（一部変更）